

## 【物件番号 6－1 伝法】先着順 市有地売払いのながれ

| 土地の所在                  | 登記地目 |
|------------------------|------|
| 富士市伝法杉ノ木 2 8 5 1 番 6   | 宅地   |
| 富士市伝法杉ノ木 2 8 5 1 番 1 8 | 雑種地  |

### 売払申請

【場所】富士市役所 7 階 資産経営課

【提出書類】「市有地売払申請書」……………資産経営課にて配付  
「売払理由書」……………資産経営課にて配付  
「宣誓書」……………資産経営課にて配付  
「住民票の写し」または「現在事項全部証明書」……………市民課または法務局

市役所内の決裁に、2 週間程度かかります。

決裁が下りましたら、資産経営課より「売買契約書（案）」「契約保証金の納入通知書」等を郵送しますので、内容を確認してください。

### 契約保証金（契約金額の 10%以上）の納入

富士市が発行する納入通知書により、納入してください。

### 売買契約の締結

【場所】富士市役所 7 階 資産経営課

【ご用意いただくもの】印鑑（実印）

収入印紙（土地売買契約書用、所有権移転登記用）

契約保証金の領収書

### 売買代金（契約保証金を除く残金）の納入

契約日の翌日から 30 日以内に、富士市が発行する納入通知書により、納入してください。

### 土地の引き渡し

売買代金を完納した日に、土地の引き渡しとなります。

### 所有権移転登記の手続き

売買代金の完納後、富士市が登記手続きを行います。